

第3次豊明市障害者福祉計画（改訂版）

第6期豊明市障害福祉計画

第2期豊明市障害児福祉計画



概要版

1 計画策定の背景

本市においては、平成30年3月に「第3次豊明市障害者福祉計画・第5期豊明市障害福祉計画・第1期豊明市障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重しあう共生社会の実現を目指してきました。

こうした中、第5期豊明市障害福祉計画及び第1期豊明市障害児福祉計画が令和2年度末をもって終了することにともない、これまでの本市の取組を踏まえ「第3次豊明市障害者福祉計画」を見直すとともに、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とした第6期豊明市障害福祉計画及び第2期豊明市障害児福祉計画を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は以下の法律に基づいて策定する法定計画です。

■ 策定の根拠法および計画内容

	障害者福祉計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
内容	障がい者施策の 基本的方向性について定める計画	障害福祉サービス等の見込みと その確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制と その確保策を定める計画

3 計画の期間

本市における障がい者福祉施策の基本的な考え方や方針を示す「第3次豊明市障害者福祉計画」の計画期間は平成30（2018）年度から令和5（2024）年度までの6年間とします。「第6期豊明市障害福祉計画」及び「第2期豊明市障害児福祉計画」の計画期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年	平成30年 2018年	令和元年 2019年	令和2年 2020年	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和6年 2024年	令和7年 2025年
								第3次豊明市障害者福祉計画	第6期豊明市障害福祉計画・ 第2期豊明市障害児福祉計画	

1 基本理念

本市では、「第2次豊明市障害者福祉計画」において、『誰もがいきいきと暮らす福祉のまちをめざして』を基本理念として掲げ、障がい者福祉施策を推進してきました。本計画においても、この考え方を継承し、基本理念を定めます。

誰もがいきいきと暮らす福祉のまちをめざして

2 基本目標と施策の体系

基本目標1 「共生社会」実現に向けた意識づくり

障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生することができる社会をめざし、幅広く市民に対し啓発や広報を推進します。また、子どもや成人に対する障がい理解のための教育や学習機会を提供します。

- 1 子どもに対する教育・啓発の実施
- 2 多様な障がいや特性への理解促進
- 3 地域における交流・共生の促進
- 4 合理的配慮の提供促進

基本目標2 地域における生活支援・生活環境づくり

各種支援サービスの充実と居住の場の確保、必要な情報の提供や総合的な相談支援体制の確保などを通じ、障がいのある人とその家族の暮らしを支援します。

- 1 サービス利用のための支援の充実
- 2 障害福祉サービス等の充実
- 3 相談体制の充実
- 4 総合的なサービス提供体制の整備

基本目標3 健やかに暮らせる保健・医療の充実

障がいの予防・軽減を図るための保健・医療サービスの充実を図るとともに、障がいのある人が健康づくりに取組、スムーズに医療を受けることができるよう、体制整備や経済的支援を進めます。

- 1 心の健康づくりの推進
- 2 障がいのある人の健康管理への支援
- 3 医療にかかる経済支援の実施

基本目標4 障がいのある子どもへの療育や支援の充実

障がいの早期発見・早期療育を進めるとともに、障がいのある子どもの能力と可能性を伸ばす保育・教育環境の整備を進めます。また、各種サービスの充実を図り、障がいのある子どもの適切な療育と成長を支援します。

- 1 障がいの早期発見・早期療育への支援
- 2 小中学校における特別支援教育の実施
- 3 障がい児への児童福祉サービスの充実

基本目標5 障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進

障がいのある人の適性と能力に応じて、福祉的就労や一般就労の機会の確保を図ります。また、障がいのある人が充実した生活を送ることができるよう、交流の機会やスポーツや生涯学習などの様々な活動に参加しやすい体制を整備します。

- 1 就労支援の充実
- 2 日中の居場所づくりへの支援
- 3 移動に関する支援の充実

基本目標6 安全・安心な暮らしの確保

障がいのある人の権利が守られ、安心して暮らせる環境づくりに努めます。また、災害・緊急時をはじめ生活における安全・安心の確保に取り組みます。

- 1 障がい者の権利を守る仕組みづくり
- 2 防災・災害時対策の充実・強化

障害福祉サービスの確保策

- 家族の高齢化や核家族化といった家族形態の変化への対応として、共同生活援助(グループホーム)の整備促進や短期入所の充足を進めています。また、必要なサービスを適切に利用でき、安心して生活できるよう、相談支援体制の充実を進めます。
- 就労支援を充実させ、一般企業への就労や就労継続支援事業所での支援を受けての就労など、その人の能力を引き出し多様な支援が受けられるような体制を整備していきます。
- 重度心身障がい児の短期入所や訪問系サービス利用ニーズは高いものの、元々のサービス提供事業所の少なさに加え、医療的ケアの対応困難さから容易に利用できない状況にあります。今後、県の施設整備計画等の状況を踏まえ検討していきます。
- 障がいのある人が高齢になっても安心して暮らせるように共生型サービスの推進に努めます。

地域生活支援事業の確保策

- 支援が必要な人に行き届くよう、相談支援事業の充実を引き続き図っていきます。
- 成年後見制度について広く市民に周知を図ります。また、成年後見制度利用支援事業の利用者は増加傾向にあり体制の整備に努めます。
- 「移動支援事業」「日中一時支援事業」「日常生活用具給付事業」の利用について、サービスの質・量ともに対応できるよう、サービス事業所の確保と制度整備に努めていきます。
- 「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行され、障がい者への合理的配慮の一つとして意思疎通支援は一層重要な位置付けになります。また、地域での障がい理解促進のため、障がい者も健常者も一緒に楽しめるボッチャの体験会や講演会開催等の取組を進めています。

障害福祉計画に係る成果目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数(A)	33人	令和元年度末時点の実績値
目標① 福祉施設から地域生活への移行者数	1人	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する人の目標値
目標② 施設入所者の削減	1人	(A)の時点から、令和5年度末時点における施設入所者の削減目標値
令和5年度末時点の施設入所者数	32人	令和5年度末の利用者見込み

2 地域生活支援拠点等における機能の充実

項目	目標数値	考え方
①地域生活支援拠点等の整備数	令和2年度末設置完了見込	令和5年度末までに機能の充実を図ります。

3 福祉施設から一般就労への移行等

項目	実績(令和元年度)	目標数値(令和5年度)	考え方
①福祉施設からの一般就労移行者数	16人	21人	実績を踏まえて 令和5年度の目標値を設定
就労移行支援事業を通じて一般就労への移行者数	13人	17人	
就労継続支援A型事業を通じて一般就労への移行者数	2人	3人	
就労継続支援B型事業を通じて一般就労への移行者数	0人	1人	
②一般就労移行者のうち就労移行支援事業の利用者割合	81.3%	80%	
③就労定着率8割以上の就労定着事業所割合 ※現状箇所数は0箇所	—	70%	

4 相談支援体制の充実・強化等 新規

項目	目標数値	考え方
基幹相談支援センター・委託相談支援事業等による地域の相談事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や連携会議等の開催(回数／年)	24回/年	令和5年度末の開催回数

5 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 新規

項目	目標数値	考え方
県、関係機関の実施する、障害福祉サービス等の質の向上につながる研修の受講(人数)	基幹相談支援センター職員 18人 市町村職員 2人	令和5年度末の参加人数
障害自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等への情報提供の実施(回数)	1回	令和5年度末の実施回数

6 第2期豊明市障害児福祉計画

障害福祉サービスの確保策

- 放課後等デイサービスなどの需要が高いサービスについては、特に量の充実とともに、適切な療育が図られるよう、質的な向上に向けてサービス事業所等との連携を強化します。
- 医療的ケア児への対応が可能となるよう、コーディネーターの配置などにより支援体制を整備します。
- 児童発達支援センターの設置により、障がいのある子どもやその保護者への総合的な支援体制を整備します。

障害福祉サービスの確保策

項目	目標数値	目標数値
児童発達支援センターの設置	1か所	令和5年度の目標値
保育所等訪問支援の充実	整備済み	
重症心身障がい児を支援する事業所の確保		既に成果目標を達成していますが、サービスの質の向上、体制の整備にあたって、さらなる充実を図ります。
児童発達支援事業所	整備済み	
放課後等デイサービス事業所	整備済み	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済み	
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	5人	令和5年度の目標値

7 計画の推進体制

- 計画書の配布や、ホームページでの公表などにより、本計画を広く市民に周知します。
- 本計画の推進はPDCAサイクルに基づき、成果目標やサービス見込量の状況、目標達成の手法や、見込量の確保方策の適切さなどについて、「豊明市障害者等福祉計画策定・推進委員会」を中心に検討し、事業をより良いものにしていきます。

第3次豊明市障害者福祉計画(改訂版)

第6期豊明市障害福祉計画

第2期豊明市障害児福祉計画

発行年月 令和3年3月

発行 豊明市

編集 豊明市 健康福祉部 社会福祉課 子育て支援課

〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1番地1

(TEL)0562-92-1119 (FAX)0562-92-1141

